

第119期末(平成18年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	55,308	預 金	3,505,228
現 金	31,763	当 座 預 金	124,604
預 け 金	23,545	普 通 預 金	1,388,708
コ ー ル 口 ン	36,412	貯 蓄 預 金	40,847
買 入 金 銭 債 権	21,308	通 知 預 金	20,205
商 品 有 価 証 券	340	定 期 預 金	1,828,977
商 品 国 債	316	定 期 積 金	7,054
商 品 地 方 債	24	そ の 他 の 預 金	94,831
金 銭 の 信 託	13,796	譲 渡 性 預 金	122,177
有 価 証 券	1,426,020	コ ー ル マ ネ ー	3,759
国 債	415,861	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	40,188
地 方 債	175,402	借 用 金	32,000
社 債	235,237	借 入 金	32,000
株 式	213,926	外 国 為 替	93
そ の 他 の 証 券	385,592	売 渡 外 国 為 替	30
貸 出 金	2,388,924	未 払 外 国 為 替	62
割 引 手 形	34,672	そ の 他 負 債	29,757
手 形 貸 付	198,315	未 払 法 人 税 等	3,643
証 書 貸 付	1,776,298	未 払 費 用	4,024
当 座 貸 越	379,637	前 受 収 益	2,105
外 国 為 替	5,272	従 業 員 預 り 金	1,807
外 国 他 店 預 け	3,978	給 付 補 て ん 備 金	1
買 入 外 国 為 替	97	金 融 派 生 商 品	8,286
取 立 外 国 為 替	1,196	繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	355
そ の 他 資 産	22,489	そ の 他 の 負 債	9,533
前 払 費 用	2,592	退 職 給 付 引 当 金	8,021
未 収 収 益	5,768	繰 延 税 金 負 債	14,983
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	118	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	13,619
金 融 派 生 商 品	842	支 払 承 諾	53,745
そ の 他 の 資 産	13,166	負 債 の 部 合 計	3,823,573
動 産 不 動 産	63,878	(資 本 の 部)	
土 地 建 物 動 産	61,744	資 本 金	33,076
建 設 仮 払 金	946	資 本 剰 余 金	23,942
保 証 金 権 利 金	1,188	資 本 準 備 金	23,942
支 払 承 諾 見 返	53,745	利 益 剰 余 金	125,440
貸 倒 引 当 金	17,317	利 益 準 備 金	7,317
投 資 損 失 引 当 金	2	任 意 積 立 金	106,634
		(配 当 準 備 金)	2
		(退 職 慰 労 積 立 金)	720
		(固 定 資 産 圧 縮 積 立 金)	78
		(別 途 積 立 金)	105,832
		当 期 未 処 分 利 益	11,488
		当 期 純 利 益	10,000
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,870
		株 式 等 評 価 差 額 金	50,741
		自 己 株 式	470
		資 本 の 部 合 計	246,602
資 産 の 部 合 計	4,070,175	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	4,070,175

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。

6. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

7. 動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年~50年

動 産 3年~20年

8. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,107百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジにより行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15

年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

16. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

17. 子会社の株式総額 150百万円

18. 子会社に対する金銭債務総額 857百万円

19. 動産不動産の減価償却累計額 44,623百万円

20. 動産不動産の圧縮記帳額 4,168百万円

21. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、自動車及び電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,469百万円、延滞債権額は24,226百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,233百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は46,586百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,516百万円であります。

なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は16,240百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,821百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,343百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 143,421百万円

担保資産に対応する債務

預金 13,024百万円

債券貸借取引受入担保金 40,188百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,372百万円を差し入れております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

29. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年 3 月31日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年 3 月31日公布政令第 119号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	22,054百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 32,000 百万円が含まれております。

31. 1 株当たりの純資産額 931 円 89 銭

32. 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、50,840 百万円であります。また、「土地再評価差額金」は、土地の再評価に関する法律第 7 条の 2 第 1 項の規定により、配当に充当することが制限されております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 37. まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	18,412 百万円
当期の損益に含まれた評価差額	235

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	100,560百万円	211,123百万円	110,563百万円	110,696百万円	133百万円
債券	824,558	810,525	14,033	1,411	15,444
国債	425,838	415,861	9,976	108	10,085
地方債	177,240	175,402	1,837	955	2,792
社債	221,480	219,261	2,218	347	2,566
その他	388,842	377,496	11,346	720	12,066
合計	1,313,961	1,399,145	85,183	112,827	27,644

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 34,439 百万円を差し引いた額 50,743 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

34. 当期中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

該当ありません。

35. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
172,874百万円	2,752百万円	2,883百万円

36. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
該当ありません。	

子会社・子法人等株式

子会社・子法人等株式

761百万円

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く)

2,041

公募債以外の内国非上場債券

15,976

37. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。なお、満期保有目的の債券はありません。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	94,762百万円	434,917百万円	184,119百万円	112,701百万円
国債	15,046	214,741	85,200	100,873
地方債	14,042	81,231	80,128	
社債	65,673	138,944	18,790	11,828
その他	13,654	67,731	193,111	52,056
合計	108,417	502,648	377,230	164,758

38. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額

10,800百万円

当期の損益に含まれた評価差額

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

取得原価

3,000百万円

貸借対照表計上額

2,996

評価差額

3

 うち益

2

 うち損

5

なお、上記の評価差額に繰延税金資産1百万円を加えた額 2百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

39. 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に1百万円含まれております。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、763,103百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が751,295百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 当期末における退職給付引当金(及び前払年金費用)並びに同引当金と相殺(又は前払年金費用に加算)されている退職給付信託における年金資産(未認識数理計算上の差異を除く)は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	適格退職年金等	合 計
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除前)	10,120百万円	7,230百万円	17,350百万円
〔 前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算前) 〕		2,473	2,473
退職給付信託の年金資産 (未認識数理計算上の差異を除く)	2,099	7,230	9,329
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除後)	8,021		8,021
〔 前払年金費用 〕		2,473	2,473

なお、当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	39,658百万円
年金資産(時価)	25,695
未積立退職給付債務	13,962
会計基準変更時差異の未処理額	
未認識数理計算上の差異	8,550
未認識過去勤務債務(債務の減額)	135
貸借対照表計上額の純額	5,547
前払年金費用	2,473
退職給付引当金	8,021

42. 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当期から適用しております。これにより経常利益は60百万円増加し、税引前当期純利益は3,472百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

43. 単体自己資本比率(国際統一基準)11.17%

第119期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		83,602
資金運用収益	66,450	
貸出金利	41,597	
有価証券利息	24,395	
一口引	295	
預け金	44	
その他の受入	117	
役務取引等	11,462	
受入為替	4,001	
その他の役務	7,461	
その他の業務	1,307	
外国為替	381	
商債等	15	
国債等	905	
その他の業務	3	
その他の経常	4,381	
株式等	2,085	
金銭の信託	532	
その他の経常	1,764	
経常費用		64,943
資金調達	6,182	
預渡性預金	2,476	
一口引	117	
債券借入	808	
借入金	1,920	
金利スワップ	553	
その他の支	94	
役務取引等	211	
支払為替	3,571	
支払その他の役務	686	
その他の業務	2,885	
国債等	7,746	
国債等	2,975	
金融派生	1,168	
金の派生	3,602	
営業経常	44,096	
その他の経常	3,346	
貸出金	2,026	
株式等	339	
株式等	29	
金銭の信託	285	
その他の経常	666	
経常利益		18,659
特別利益		6,641
動産不動産	7	
償却債権	2,631	
その他の特別	4,002	
特別損失		3,915
動産不動産	382	
減損	3,533	
税引前当期純利益		21,384
法人税、住民税及び事業税		4,117
法人税等調整額		7,266
当期繰越利益		10,000
前期繰越利益		1,427
土地再評価差額		854
中間配当		661
利益準備金		132
当期未処分利益		11,488

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 18百万円

子会社との取引による費用総額 1,365百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 37円65銭

4. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金等取崩額であります。

5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	遊休資産(13カ所)	土地・建物・動産	1,215百万円
滋賀県内	営業用資産(5カ所)	土地・建物・動産	264百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	2,053百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(平成18年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	55,324	預 金	3,502,102
コールローン及び買入手形	36,412	譲 渡 性 預 金	122,177
買 入 金 銭 債 権	21,308	コールマネー及び売渡手形	3,759
商 品 有 価 証 券	340	債券貸借取引受入担保金	40,188
金 銭 の 信 託	13,807	借 用 金	38,387
有 価 証 券	1,426,683	外 国 為 替	93
貸 出 金	2,378,949	そ の 他 負 債	36,675
外 国 為 替	5,272	退 職 給 付 引 当 金	8,079
そ の 他 資 産	30,376	繰 延 税 金 負 債	15,012
動 産 不 動 産	79,069	再評価に係る繰延税金負債	13,619
繰 延 税 金 資 産	272	連 結 調 整 勘 定	21
支 払 承 諾 見 返	52,945	支 払 承 諾	52,945
貸 倒 引 当 金	17,822	負 債 の 部 合 計	3,833,062
投 資 損 失 引 当 金	28	(少 数 株 主 持 分)	
		少 数 株 主 持 分	2,515
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	33,076
		資 本 剰 余 金	23,962
		利 益 剰 余 金	126,089
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,870
		株 式 等 評 価 差 額 金	50,804
		自 己 株 式	470
		資 本 の 部 合 計	247,333
資 産 の 部 合 計	4,082,911	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計	4,082,911

連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

連結される子会社及び子法人等の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。

5. 当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。

6. 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

7. 当行の動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年~50年

動 産 3年~20年

連結される子会社及び子法人等の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

8. 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

9. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,107百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

17. 動産不動産の減価償却累計額 73,836 百万円

18. 動産不動産の圧縮記帳額 4,168 百万円

19. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、自動車の一部については、リース契約により使用しております。

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,510 百万円、延滞債権額は 24,317 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,251 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 46,646 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 74,725 百万円であります。

なお、20 から 23 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は 16,240 百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権 2,821 百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 35,343 百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 143,481 百万円

担保資産に対応する債務

預金 13,024 百万円

債券貸借取引受入担保金 40,188 百万円

その他負債(運用受託金) 60 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 61,372 百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は 1,203 百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 118 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

27. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,054百万円

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 32,000 百万円が含まれております。

29. 1 株当たりの純資産額 934 円 66 銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 34. まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 18,412 百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 235

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	100,690百万円	211,659百万円	110,969百万円	111,102百万円	133百万円
債券	824,558	810,525	14,033	1,411	15,444
国債	425,838	415,861	9,976	108	10,085
地方債	177,240	175,402	1,837	955	2,792
社債	221,480	219,261	2,218	347	2,566
その他	388,945	377,600	11,345	721	12,066
合計	1,314,194	1,399,785	85,591	113,235	27,644

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 34,609 百万円を差し引いた額 50,981 百万円のうち少数株主持分相当額 174 百万円を控除した額 50,806 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

31. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

該当ありません。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
172,905百万円	2,767百万円	2,892百万円

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
該当ありません。	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,457百万円
公募債以外の内国非上場債券	15,343

34. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。なお、満期保有目的の債券はありません。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	94,762百万円	434,284百万円	184,119百万円	112,701百万円
国債	15,046	214,741	85,200	100,873
地方債	14,042	81,231	80,128	
社債	65,673	138,311	18,790	11,828
その他	13,673	67,731	193,196	52,056
合計	108,436	502,015	377,316	164,758

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
連結貸借対照表計上額	10,800百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	
満期保有目的の金銭の信託	
該当ありません。	
その他の金銭の信託	
取得原価	3,011百万円
連結貸借対照表計上額	3,007
評価差額	3
うち益	2
うち損	5

なお、上記の評価差額に繰延税金資産1百万円を加えた額 2百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

36. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、829,326百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が817,518百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	39,717百万円
年金資産(時価)	25,695
<hr/>	
未積立退職給付債務	14,021
会計基準変更時差異の未処理額	
未認識数理計算上の差異	8,550
未認識過去勤務債務(債務の減額)	135
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	5,606
前払年金費用	2,473
退職給付引当金	8,079

39. 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより経常利益は60百万円増加し、税金等調整前当期純利益は3,472百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

40. 連結自己資本比率(国際統一基準)11.25%

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		93,345
資 金 運 用 収 益	66,698	
貸 出 金 利 息	41,827	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	24,413	
コールローン利息及び買入手形利息	295	
預 け 金 利 息	44	
そ の 他 の 受 入 利 息	117	
役 務 取 引 等 収 益	12,978	
そ の 他 業 務 収 益	9,203	
そ の 他 経 常 収 益	4,464	
経 常 費 用		73,975
資 金 調 達 費 用	6,268	
預 金 利 息	2,476	
譲 渡 性 預 金 利 息	117	
コールマネー利息及び売渡手形利息	808	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,920	
借 用 金 利 息	639	
そ の 他 の 支 払 利 息	305	
役 務 取 引 等 費 用	3,459	
そ の 他 業 務 費 用	14,953	
営 業 経 費	45,665	
そ の 他 経 常 費 用	3,627	
そ の 他 の 経 常 費 用	3,627	
経 常 利 益		19,370
特 別 利 益		6,568
動 産 不 動 産 処 分 益	7	
償 却 債 権 取 立 益	2,635	
そ の 他 の 特 別 利 益	3,926	
特 別 損 失		3,917
動 産 不 動 産 処 分 損 失	384	
減 損 損 失	3,533	
税金等調整前当期純利益		22,021
法人税、住民税及び事業税		4,401
法人税等調整額		7,254
少数株主利益		156
当期純利益		10,209

連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 38円43銭

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却2,058百万円、株式等償却29百万円を含んでおります。

4. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金等取崩額3,926百万円であります。

5. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	遊休資産(13カ所)	土地・建物・動産	1,215百万円
滋賀県内	営業用資産(5カ所)	土地・建物・動産	264百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	2,053百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。